

# 「だろう」の用法分類についての一試案 ——後期江戸語を中心に——

土 岐 留美江

Rumie Toki

(日本語教育撰修)

## 1 はじめに

推量の助動詞「だろう」の意味については従来から多くの考察がなされている。特に現代語を対象とした研究では、推量用法だけでなく確認要求用法についての研究も盛んである。ごく一部例を挙げると、確認要求を視野に入れた形で新たな「推量」概念の規定を考察するもの(金水1992, 森山1992, 三宅1995等)や、「じゃないか」や終助詞「ね」等の確認の機能を持つ他の形式との比較考察を通して、談話における確認要求の機能を詳細に解明するもの(連沼1993, 同1995, 鄭1992, 同1994, 宮崎1996, 三宅1996等), また確認要求の機能に絞って、「だろう」が英語の関係節及び原因・理由節を導く指標に類似した機能を日本語の中で果たすようになるのではないかとこの予測をするもの(Szatrowski 1994)等, 数多くの考察が出されている。

一方, 時代を遡って「だろう」という形式が一般に定着した後期江戸語において, その用法の実態を調査, 考察したものがあまり多くないことは, 拙稿1999でも指摘した。後期江戸語は文法的な体系という側面で見ればほぼ現代語と一致しており, 個々の言語事象についても現代語の源流と見られるような類似点が多く見いだせる。しかし, 拙稿1999で「だろう」の用法実態の変化を数量的推移から読み取るために, 採集された実例を現代語の研究成果を基に用法別に分類し分ける作業を行った際, 用法判断が非常に困難であった。もとより, 現代語日本語における意味分析その他の研究成果から得られる分析枠組みが, いかにそれほど隔たっていないとはいえ時代的に異なる日本語の分析の際にそのまま適用できるわけではないことは言うまでもないが, 用例分類作業の困難さは現代語の資料についても同様であったのである。

従来の現代語についての研究成果による分析枠組みが実例分類の際に利用しにくいという問題は, 江戸語か現代語かという, 扱う言語自体の時代的差異によるものではなく, 内省による作例や非文との比較, また語句の言い換え, 入れ替えなどの操作を自由に行うこ

とが出来た研究方法と, 採集された実例をすべてとして分析をする資料研究との研究方法の違いに根ざす問題ではないかと思われる。現代語についてはこの二つの研究方法のどちらをも取ることが出来るが, 現代以外の言語の研究を行うには後者の方法によるしかない。その際, 現代語研究で得られた成果を活用するためには, 資料研究用に今一度分析枠組みを手直しをする必要がある。そのような作業を通して得られた用法分類は, 内省を駆使した考察の結果として提示された精緻な分析枠組みより, よりシンプルなものになるだろうが, 現代以外の日本語の歴史的考察に適用出来るだけでなく, 他言語の類似の言語現象の分析にも応用しやすいという利点があると考えられる。

本稿では, 後期江戸語の用例を資料として, 従来の現代語についての先行研究の成果を受けて「だろう」の用法の分類枠組みを捉え直す一試案を提示する。

## 2 考察対象

本稿で取り上げるのは, 対話の中での「だろう」である。また, 実例採集した資料, 及び使用テキストは以下の通りである。

### 【後期江戸語】

「東海道中膝栗毛」1802 十返舎一九 岩波古典大系

「浮世風呂」1809 式亭三馬 同上

「浮世床」1812 同上 小学館古典全集

### 【現代語】

「前略おふくろ様 I, II」1975, 1976上映, 1983出版

倉本聰『倉本聰コレクション1~4』理論社

「幸福の黄色いハンカチ」1977上映, 山田洋次・浅間義隆

『日本シナリオ大系6』映人社

「帰らざる日々」1978上映 藤田敏八・中岡京平『同上』

拙稿1999と同一のものであり, これらの資料を選んだ理由等は前稿を参照されたい。

## 3 先行研究における分析枠組み

先行研究では, 「だろう」の確認要求用法を二分し,

推量用法と併せて大きく三分類とするものがほとんどである。定義の仕方や用語については様々であるが、基本的には田野村1990の「推量」「推量確認」「事実確認」の分類から大きく外れるものではない。「推量確認」と「事実確認」にはほぼ相当するものとして、例えば鄭1995では、それぞれ「確認要求」と「認識要求」という用語を用いて説明し、三宅1996では「命題確認の要求」と「知識確認の要求」と呼んでいるごとくである。また、蓮沼1993、同1995のように、事実確認の中に更に下位分類を設けているものも多い。本稿では便宜上、田野村の分類用語である「推量確認」「事実確認」を用いて以下説明することにする。

さて、確認要求に二種をみとめて三分類とするのがほとんどであることを述べたが、確認要求の内部を分類しないものもある。Szatrowski 1994はその一つである。他に宮崎1993等もあるが、これらについてはまた後に触れる。Szatrowski 1994は、現代語の談話資料を考察対象とし、実例分析の手法を取っているものである。現存の「だろう」<sup>(註1)</sup>の諸用法の位置づけを、「階層化 (layering)」の概念を取り入れて説明し、それらを歴史的変遷の視点と結びつけて結んでいる。これらの点で本稿でめざす論に最も類似の方向性を見いだせるものである。Szatrowski 1994では将来の日本語の談話における確認要求の「だろう」の機能は、英語における関係節を導くような機能や原因・理由節を示す機能に変化していくのではないかという大胆な予測をしている。しかし、Szatrowski 1994では過去の例については全く触れておらず、このような将来予測を裏付けるには、過去の歴史的な実態を統計的に調査することが必要であることを、Szatrowski自身も最後に述べている。以下、多少長くなるが、Szatrowskiをはじめ多くの論が出発点としている田野村1990、更に蓮沼1995における分類と用法間の関係性についての見解を示し、次にSzatrowski 1994で示されている用法分類について検証し、その問題点を述べた上で、本稿で提示する分析枠組みについて、江戸語の例を踏まえて述べることにする。

### 3. 1 田野村1990

「だろう」の三種類の用法である「単純推量」「推量確認要求」「事実確認要求」の関係については、「もっとも、これらは厳密に区別し得るものではなく、相互に連続するものであろう。(P, 70)」と述べている。推量確認要求、及び事実確認要求についての田野村の説明は次の通りである。

#### 「推量確認要求」

推量の当否が聞き手にとって明らかであるような場合には、「だろう」は、話し手の推量を表明しながらも、その推量が正しいことの確認を聞き手に求める働きが加わる。(P, 71)

#### ・「事実確認要求」

(前略) これは、「駅や地下街によくいるだろう、ああいう男が。」のような「だろう」の用法を言う。「ああいう男」が駅や地下街によくいることは、推量によるものではなく、話し手が事実だと信じていることがらである。ここでの「だろう」の働きは、聞き手にその事実の確認を求めたり、聞き手の注意をその事実に向けさせることにあると言ってよからう。(P, 71)

### 3. 2 蓮沼1995

蓮沼1993では田野村1990の三分類を基本的に踏襲した上で、推量確認要求について新たな注釈を加え、更に事実確認要求の再規定と下位分類を行っているが、同1995では事実確認にあたるものを「共通認識の喚起」と「認識形成の要請」の二種に分けて規定し、「推量確認」と並べてそれぞれ独立の扱いをしている。各用法についての説明及び対応する例文は次の通りである。

#### 「推量確認」

(前略) <推量確認>の用法で確認の対象となるのは、「聞き手に最終的判断の決定権のあることについての話し手の推測の妥当性」ということである。注意しなければならないのは、それは聞き手ばかりでなく、話し手自身に関することであってもよいという点である。例えば、(16) (17) は、それぞれ、話し手自身の料理の腕前、顔色について、聞き手の判断を話し手が推測し確認しているものである。その意味で<推量確認>の「だろう」には、その基本的機能である「推し量り」の意味—直接的に知り得ない事柄について、話し手の想像の限りのこととして把握する—という意味が生きている。(P, 395)

#### 「共通認識の喚起」

認識的に優位な立場にいる話し手が、自分と同様な認識をもつように聞き手を促し、その成立状況を確認する。(中略)聞き手が忘れていたり、まだ気づいていないことについて、話し手が認識を喚起し、(後略) (P, 393)

例 (タクシーの運転手に行く先を指示して) あそこに郵便ポストが見えるでしょう。そのすぐ先の角を右に曲がってください。

#### 「認識形成の要請」

通常認識能力をもっていれば、認識できて当然といった見込みに基づいて、聞き手に認識形成を要請する用法 (P, 394)

例 (帰りの遅い夫を非難して) 妻: 遅いじゃないの。夫: 仕方がないだろう。仕事が忙しいんだから。

推量確認が推量と同質のものを含んでいる点が指摘されており、推量と推量確認については田野村と同様、用法の連続性を示唆しているが、推量確認と共通認識

の喚起、及び認識形成の要請の間の相互の関係については言及されていない。

### 3. 3 Szatrowski 1994

Szatrowski 1994では、田野村1990と、蓮沼1993を受け、以下のように分析している。

FIGURE 1

DESYOO 1 (simple inference)

DESYOO 2

PRAGUMATIC +/→ TEXTUAL →? CLAUSAL  
MORPHOLOGY

evolution of	1. retrieval	relativizing
shared knowledge	predication	clause
(solidarity)	2. focus/theme	
	3. basis	causal clause
		(P, 543)

論を土岐によりまとめて紹介する。

「でしょう」の用法は、単純推量かそれ以外かで、まず二つに分けられる。そのうち、「でしょう2」の機能として現段階では二種類の階層を設定している。その一つが PRAGUMATIC なものであり、もう一つが TEXTUAL なものである。「でしょう2」は PRAGUMATIC には共通認識を喚起する機能を持ち、それは「でしょう2」の用法の基底として現在でも生きている。「でしょう2」が目上の聞き手に対して用いられにくいのはそのためである。ところが、親しみのある、共感を喚起することが当たり前前の状況で「でしょう2」が多用されると、それは単なる共通認識の喚起ではなく、次第に TEXTUAL な機能をも果たすようになる。すなわち、1 情報を検索し、提示する、2 次に続く談話の主題や焦点を示す、3 次に予定している談話のための認識の基盤を形成する、の三種類である。この PRAGUMATIC な機能と TEXTUAL な機能は排他的なものではなく、もともとあった前者の上に新しく形成された後者が重って階層を形作っている。ところが、この1の情報の検索と提示の用法は関係節の機能と類似している。つまり、知識の中からあるものを選び出して提示し、それに関する情報を次に続ける談話で述べていくのである。また3の次に続く談話のための認識の基盤を提示する用法は原因・理由節の機能と類似している。3の用法の「でしょう」の後には、多くの場合「だから」に導かれた断りなどの内容の叙述が現れる。そこで、「でしょう2」が今後更に文法化の傾向を進めていくと、将来的には節を表示する形態 (CLAUSAL MORPHOLOGY) として、更に新たな階層の機能を持つようになることが予測される。

以上が、Szatrowski 1994での論である。ところが、この分析には問題点がある。以下、次の二点について述べる。

1 主話者交代による推量確認と事実確認の位置づけの妥当性

2 テキスト上の機能による分類の実例との対応

まず問題点1について、先行研究との大きな相違点として、推量確認と事実確認はテキスト上の機能としては類似のものであるとして、両者を一つにまとめている。両者の違いは談話の参加者の相互の役割の観点から説明できるものだとしている。推量確認要求は、副話者 (supportspeaker) が、次に述べられるべき主話者 (mainspeaker) の話題の焦点を提供している場合であり、「だろう」を用いた発話の後には、中心的に談話を進めていく主話者が交替する現象が見られるのに対して、事実確認要求は、主話者が自分自身の、後に続く語りの主題 (焦点) を提供している場合であると説明し、機能としては、両者とも焦点や主題 (focus/theme) を提示する同じ用法のバリエーションであると位置づけている。しかし、次に示す例は田野村1990で推量確認要求の例として挙げられているもので、Szatrowski 1994でも引用されているが、主話者交代の点で Szatrowski の説明にあてはまらない例である。

・疲れているんでしょう。(もう寝なさい。)

この例を主話者 (mainspeaker) と副話者 (supportspeaker) の観点から見ると、発話者は聞き手の情報に対する確認を求める形をとってはいるものの、それ以上の聞き手側の情報を求めているわけではない。この例はカッコ内に示された後続の発話から推察すると、母親が子供に対して言うような場面であると思われるが、仮に聞き手である子供が答えない、あるいは否定的な返答をした場合でも、母親は子供に寝るように指示する方向で談話を進めるであろうことが予想される。このような場面では、むしろ mainspeaker は、「でしょう」の発話者である母親の方であると判断され、必ずしも「だろう」の後に主話者交代が起きるわけではない。Szatrowski 1994の説明によれば、この例は事実確認に相当することになる。談話の参加者の相互役割といった観点だけでは、確認要求の二種の別は説明しきれない。

次に、問題点2についてであるが、先の例は今一度検討してみると、むしろ Szatrowski 1994で、次にくる談話の基盤 (basis) を提供するとされている TEXTUAL な用法の3の場合に最も近いものである。すなわち、聞き手が疲れている (と思われる) 状況を会話の中で提示し、それを基盤として、話し手は、聞き手にもう寝ようと勧める談話 (=話し手の言わんとすること) を次に展開するのである。このような場合、文脈的には、Szatrowski 1994で TEXTUAL 3の説明に述べられているように、「でしょう」と、次の談話との間に「だから」を挿入することも可能である。つまり、テキスト上の機能で分類されたものが、明確な

分析基準に基づいているとは言い難く、そのため解釈によって用法の認定に迷いが生じるのである。

以上 Szatrowski 1994での分析枠組みには不十分な点があることを述べた。推量対確認要求という二分法は基本的で最もシンプルな分類枠組みであり、拙稿1999でもこの二分法で論を進めた。これら二つの用法には対立的な特徴がいくつか見いだせることは事実であり、宮崎1993でも「対話モード（宮崎1993による）」における「だろう」は、視点が融合型か対立型か、また聞き手の知識のあり方に関する語用論的条件として、情報の所属領域が聞き手領域外か聞き手領域内かという点で、推量用法と確認要求用法を整理している。このような観点は「だろう」の考察の上で非常に有効であると思われるが、実際に多くの事例を前にして分類作業を進める段階になると、推量対確認要求という二分法では、確認要求の中に非常に推量に近いもの（推量確認）と全く推量の意味を含まないもの（事実確認）とでかなり意味あいの異なる例が同一のものとしてくられてしまい、分類枠組みとしては不十分であることを感ぜざるを得ない。

そのために現代語についての諸先行研究では確認要求の中での場合分けの説明が様々に試みられているのであり、そのことの必要性は実例観察からも明かである。それらの成果を取り入れた上で、新たな分析枠組みを打ち立てることが必要と思われる。

#### 4 江戸語を中心とした「だろう」の用法の再検討

##### 4.1 本稿での分析枠組み

本稿では「だろう」の機能を「情報領域」と「談話機能」という二つの異なった観点に分けて考えることを提案する。「情報領域」とは「だろう」で受ける事柄の内容に関わる規定であり、内容判断のレベルに関わる視点である。また「談話機能」とは「だろう」によって示される文の伝達機能についての規定であり、表出か問いかけかあるいは疑問かといった対人指向の伝達のレベルについての視点である。

「情報領域」については、推量確認の規定に関して多くの先行研究が採用しており、用法の判定基準の主たるものになっている。「情報領域」の視点によると、推量と推量確認は次のように規定される。

「推量」（聞き手が居ない場合）当該の情報が話し手の領域外のものであることを表す。

（聞き手が居る場合）当該の情報が話し手、聞き手双方の領域外であることを表す。

「推量確認」（聞き手が居ることが必須）当該の情報が話し手の領域外、かつ聞き手の領域内であることを表す。

この情報領域の視点で事実確認を説明するとおおよそ次のようになる。

「事実確認」当該の情報が話し手、聞き手双方の領域内であることを表す。

次に「談話機能」については、事実確認の規定に特に重要であり、これまた多くの先行研究によって支持されている。「談話機能」の視点によると事実確認は次のように規定される。

「事実確認」話し手が、話し手、聞き手双方にとって確定的であると判断した事柄について、聞き手に想起、同意による再確定を求める。

〈想起〉例：ほら、あそこにポストがあっただろう。その前で…。

〈同意〉例：お前、男だろう。男なら男の味方をしろ。

同様に、談話機能の視点で先の推量と推量確認を規定すると次のようになる。

「推量」話し手が自分の不確実な判断を表明する。

「推量確認」話し手が聞き手に不確実な判断の確定を求める。

以上のことを対話の場合に絞ってまとめたのが以下の表である。情報領域をJ、談話機能をDと記号化し、規定する条件の各々にJ 1 D 1（推量）、J 2 D 2（推量確認）、J 3 D 3（事実確認）という記号を付した。

表1 対話における「だろう」の用法

	情報領域(事柄レベル)	談話機能(伝達レベル)
推量	J 1 話し手、聞き手双方の領域外	D 1 話し手の不確実な判断の表明
推確	J 2 話し手の領域外かつ聞き手の領域内	D 2 話し手による聞き手への不確実な判断の確定要求
事確	J 3 話し手、聞き手双方の領域内	D 3 話し手が、話し手聞き手双方にとって確定的であると判断した事柄について、聞き手への想起、同意要求

ところが、表にまとめた特徴は用法ごとにすべて同じ重みを持つわけではない。よって用法の中での情報領域と談話機能の関係の密接さにも差がある。そのことを以下に述べる。

まず、推量用法の談話機能である判断の表明機能D 1は、「だろう」の性質から導き出される特徴ではなく、「かもしれない」「にちがいない」等、他の判断辞を伴う文においても共通に言えることである。表明という点に限ればもっと広く動詞文について言える場合が多い。「だろう」だけに限らない、ある程度一般的な性質である点で、「だろう」の中での用法分類のための規定として取り上げる利点は薄く、そのために先行研究でも言及されることは少なかったのではないかと思われる<sup>(註2)</sup>。

次に、事実確認用法の情報領域J 3であるが、表では「話し手、聞き手双方の領域内」としたものの、推

量や推量確認の場合と比較してかなり判断が難しい。鄭1995では、推量系副詞が事実確認にはつかないことの説明として次のように述べている。

これは確認要求のものが、事柄を推し量る判断のレベルと、それを問い掛ける伝達のレベルの両方に関わるのに対して、認識要求のものはもっぱら伝達のレベルだけに関わっていることを示唆するものである。(P, 268)

鄭1995の「確認要求」「認識要求」は、それぞれ本稿での推量確認と事実確認に相当すると思われるもので、右の引用文は事実確認に事柄に関する判断作用が認められないことを指摘したものである。確かに事実確認には事柄自身についての不確定な要素はないので、それについての判断いかんは関わってこない。情報領域の視点で見ると、事柄的には既に自明なことであるから、話し手、聞き手双方の領域内と解釈することも出来る。しかし、その事柄を自明のこととして認めるか否かの再確定権が聞き手にあるという点では、聞き手の領域内にあるとも言えし、また発話時点では聞き手がまだその事柄を想起或いは同意していないという点では、聞き手の領域外(話し手の領域内)であるとも解釈出来る。このようにJ3の解釈が曖昧になるのは、事実確認にとって情報領域は本質的には問題にならないからである。例えば次のような三つの例文を考える。

- ・(急に叩かれて)何するんだ。痛いだろうが。やめろ。
- ・(喧嘩の場に居合わせた第三者に)お前、男だろう。男なら男の味方をしろ。
- ・(急に車道に飛び出してきた相手に)危ないだろう。気をつけろ。

第一の例は話し手領域、第二の例は聞き手領域、第三の例は情報の領域がどちらだか判然としないと解釈することが出来るが、その違いによって、これら三つの例文中の「だろう」の意味用法に差が出ることはない。

以上のことからD1とJ3をカッコ付き規定とすると、情報領域と談話機能が共に意味用法記述の上で対応する関係で現れるのは推量確認のみである。以上のことを踏まえて、記号を用いて先の表を簡略化すると次のようになる。

表2 対話における「だろう」の用法

	情報領域	談話機能
推量	J 1	( )
推確	J 2	D 2
事確	( )	D 3

情報領域(事柄レベル)と談話機能(伝達レベル)は階層的に存在するものと考え、情報領域の層に推量を、談話機能の層に事実確認を位置づけ、その中間に、両方の層にまたがるものとして推量確認を位置づける。J2とD2は同一の用法を別の視点から見たもの

であるから表裏の関係にあり、J1とJ2、D2とD3はそれぞれ類似点を持ち、連続的なものであると考える。このように「だろう」の用法をモデル化することによって、共時態としての用法記述と通時態としての用法変遷のどちらにも適用可能な分析枠組みが提供出来る。

共時的な各用法の関係としては、「推し量り」の意味から、事柄に関してJ1の「話し手領域外」であることが基本条件であり、これを原型としてそのうち聞き手が情報に関与している場合(J2)には、語用論的な働きとしてD2の判断確定要求機能が付随することになる。このD2を更に拡大し、Jのレベルの条件を問わない形で談話機能のみに焦点をあてたのがD3であると説明出来る。

また、通時的には拙稿1999で、後期江戸語では推量用法が約八割、推量確認と事実確認を併せた確認要求が約二割であり、現代語では逆に推量二割、確認要求八割であることを指摘した。拙稿1999では、このような用法ごとの数量的変化を、事柄についての不確定表示機能<sup>(\*)</sup>から、対人指向の談話機能へと「だろう」の言語形式としての役割の比重が移ってきたと解釈したのだが、表2で上段から下段へと時代の流れを重ね合わせて見ると、推量から確認要求への比重の変化が図示されていると理解出来る。

以上のように、事柄レベルと伝達レベルを切り離して階層的に捉える考え方は、共時態、通時態両方の分析枠組みとして有効であると考えられるが、このモデルの最大の利点は、従来の分析ではいまひとつ扱いが不明確であった実例を処理出来ることにある。以下、そのような例について、本稿のモデルでどのように解釈出来るか、江戸後期滑稽本及び現代シナリオの用例を引き、具体的に述べる。

#### 4. 2 江戸語及び現代語の用例の分析

従来の析枠組みでは用法分類の判定が困難であると思われたのは、次のような場合である。

##### ① J 2 D 1 の構造を持つ場合

<a> 仮定条件主文末

1) (亀) おめへん所のか、さんは縫ちやア呉めへ

(松) ずいぶん縫ふのさ。サア、出しなせへ

(亀) なんの口巧者な。其時にやア、あかすかべエだらう。(風78-6)

2) (女房) ナニサわたしは倚やアしやせん

(びん) へんおれが居ずは一ばんがけによせるだらう。(床317-17)

3) (おまご) ハイ、御免なさい、田舎ものと江戸者と等分でござい。ハイ、冷物く減多にむぐり込んだら角兵衛獅子が舞込んだといふだらう。アハ、、、(風204-7)

例1と例2は相手が既に述べた事柄を受けて、それと異なる、相手の行動に関する自分の予測を述べている。「情報領域」の観点から見ると聞き手に確定権のある事柄であり、J2にあたるが、「談話機能」としては聞き手に判断の確定を求めているわけではなく、話し手の判断を述べ立てている点でD1にあたるものである。

例3も同様に、聞き手に確定権のある事柄について発話しているが、聞き手が目前に居るにもかかわらず、聞き手の返答を意図していない。単に自分の推量を表出しているものである。これも情報領域としてはJ2、談話機能としてはD1の例である。

江戸語で仮定条件主文末に推量の助動詞「う」が現れる場合には、先のような例以外はJとDが対応した明かな推量(J1D1)と解釈できる次の例4、5のようなものが普通である。

- 4) (なまあい) とてもの事に策を貸せ。湯の中を探して見たら、最う二三人はあらう。サアく、皆覚悟しろ。今の二人逃るな。(風101-16)
- 5) (けり子) 先生などのお耳に入たらお叱り遊すでござりませうよ (風222-1)

しかし、現代シナリオでは次のように推量確認(J2D2)や事実確認(J3D3)と見られるものも多い。

#### 〔推量確認〕

- 6) (かや) (真剣に) ねえねえ (小声) だけど、おさきさんやおふささんなら、やっぱりあなた放つて逃げるでしょ? (サブ) ア、アヤア——(おII119上-2)

#### 〔事実確認〕

- 7) (サブ) やっぱり、くりに連絡してやったほうがいいんでしょうか(中略) (秀次) しかしキッチンとつとめようと思たら、身もとをしっかりとしとかなくちゃダメだらう (サブ) ハア (秀次) 親もとにちゃんと話を通してだな (おI65上-15)

これらの例と先の例1、2、3とを比較してみると、文脈の中での機能としては推し量りの表出であるから例4、5のような推量に近いものであるが、情報領域としては明らかに聞き手側に確定権のある事柄であるから推量確認と分類せざるを得ず、情報領域と談話機能のどちらの基準をとるかによって分類が異なってくるものである。

#### ②J2、D3の構造を持つ場合

<b>聞き手の発話内容について、話し手の判断に基づいて聞き手の間違いを正そうとする。

- 8) (上方) それでも、京の小室やあらし山には、年中さくらが、ちんとあるがな (弥次) そりやア木ばかりだらう。花はねんちうありやアしめへ (栗278-13)

- 9) (田舎道者) あんでもあのふとの足のさきさを切割つせへて、山椒粒のう、はさまつせへたら、ふとりでにつんぬけべいのし (北) ハ、、、、そりや蛇が女に見こんだ時のことだらう。(栗348-8)

- 10) (銭) ム、おらが伯母御の子息が、泊客に来てみた娘と出来て、懐胎したもんだから、すぐに親許から貰つて夫婦にした (びん) それも恋かの (銭) まづ恋さ (土龍) 鮎だらう。イヤおれも帰う同穴の契り浅からずとせう。(床353-8)

これらは聞き手の発話内容についての確認であり、情報領域的にはJ2である。しかし、話し手は確信のある判断を持っており、聞き手にも同意を要求している点で談話機能的にはD3である。<a>の場合と異なるのは単に自分の判断を表明するか(<a>), 自分の判断が当然正しいとして聞き手に訂正(同意)を求めるか(<b>)という点である。中には例10のように、正しいかどうかとは関係なく、相手のあげ足をとってからかうような場合もある。現代語で類似の例としては、次のように相手の過去の行動に関して相手の前言を受けて訂正を求めるような場合がこれにあたる。

- 11) (政吉) それでお前お巡りに抵抗したって、具体的にどういう抵抗したんだ (サブ) —— (政吉) え? (サブ) 抵抗なんてしないスよオレ (政吉) 抵抗したからこじれたんだろ? かくすなバカこの (おII7上-6)
- <c> 相手の発話をそのまま受けて繰り返す。

- 12) (銭) ドレくとりじ口をのぞき違ねへ違ねへ (びん) 違なからう。どつちへ這入た (銭) おめへの内の地尻へ這入た (床312-5)
- 13) (きち) その上今までの衣類は段ぐちいさくなりますし、何も角も只今からは大人並に拵へ直しますから、イヤハヤ、大頭痛でございます (いぬ) さやうでございませう。しかし、段ぐ順送りになすつて、あのお子さまの着古しはお妹子さまのになりますから、むだはございませぬ。(風呂130-4)

これらは、一見して推量とも確認要求とも異なるように思われるが、情報領域的には聞き手の発話内容を受けている点でJ2と共通性を持つ。また談話機能としては、既に発せられた聞き手の発話をもう一度提示して自己の同意を表し、話し手と聞き手との間に共通認識が確定されていることを示すもので、D3と類似性を持つ。現代語の同様の例を次に示す。

- 14) (さき) 今度の日曜、例の松の字のお座敷が急に入っただって。それで日曜臨時出勤 (政吉) 冗談じゃねえよ! (さき) 冗談じゃないだらう? (おII146下-6)
- 15) (サブ) (非常にのって) アアそれ! オレもひつ

かかったンス！（半妻）だろう？オレたち頭にきちゃって——絶対アノバカのいうこときくの止そうって、みんなで酒のんで誓い合って——それが（サブ）——どうしたんスカ（おII211上-15）

よく似ているが次のようなものは相手の発話の内容を受けて判断を表す推量であると解釈される。

16) (やえ) するとアレかね。半妻さんがかすみちゃんもらって渡辺家へ養子に入ることで（政吉）まあそうだろう（正）そうでしょうねえ（おI139下-6）

<d> 評価や判断の同意を求める。

17) (芋七) ヤレく重荷をおろした。ナント弥次さん、わしが仕打は妙であります（弥次）駿河もの、詞おそれ入た。（栗33-9）

18) (小ぞうの故郷の事を次々と言いついてみて後で) (弥次) なんと小ぞう、よくしつているだろうふ（イセ参）アイく（栗58-3）

19) (北八) (弥次に) 今のやつを風呂場で、ちよびと契つておきは、はやかろふ（栗240-15）

これらは、一見して推量確認の例のようであるが、「妙だ」「よく知っている」「早い」などの当該の情報に対する判断の確定権がどこにあるかを考えると、非常に微妙な例である。蓮沼1993で挙げられている「私の顔、赤いでしょう？」のように、鏡などがなくて自分の顔の状態が話し手自身に全くわからない場合と異なり、これらの判断は、話し手にも可能なものだからである。表面的には聞き手の判断を仰ぐ形を取っているが、話し手は自分で評価や判断を下した上で、聞き手も当然自分に同意するであろうという確信的な予想の下に発話しており、情報領域的にはJ2であるが、談話機能的にはD3に近接している場合である。現代語の類例を次に示す。

20) (由美) 今夜だって一緒に下呂温泉に行ったのよ、土、日と私一人に店押しつけてさ。ひどいでしょう？（日662上-27）

21) (自分が紹介した新しい店長に引き合わせた後で) (政吉) いい人だろ？エ？なかなかいいだろ？（おII129下-11）

22) (料理が遅いと文句を言う客を調理場まで連れてきて) (海) ホラッ。すごいでしょッ。やってんだよちゃんと！（幹事）いや、だからできるだけ（おII223上-14）

以上、<a><b><c><d>と、便宜的に説明的な文脈区分けにより示したが、情報領域と談話機能との対応関係にズレが見られるようなケースは、より多くの資料にあたれば更に多くの種類が見つかる可能性がある。右に挙げたものはどれも情報領域ではJ2、つまり従来の分析によれば推量確認に分類されるものであるが、その談話機能は必ずしも聞き手に判断の確定

を求めるものではなく、自己の推量判断の表出(D1)や自己の確信ある事柄についての同意要求(D3)の場合が有り得るのである。このような例を扱うためには情報領域と談話機能を一体のものとしてみるのではなく、それぞれ別個の階層に属するものとして切り離して記述する必要がある。一体の分析枠組みを取っている限り、右のような例はどのように解釈するか判断が難しく、中間的な例として分類に納まりきらない。情報領域と談話機能を分けて記述すれば、実例記述のレベルでは判断の揺れの少ない統一的な分析記述が得られ、それを基に、めざす研究目的に応じて扱いを決めることが出来る応用範囲の広いものとなる。例えば、確認要求が比較的少なく、推量用法がほとんどであった江戸語については、<a>のような例は現代語の推量確認用法につながる推量用法の一種として扱うことが可能であるし、確認要求が圧倒的多数派である現代語については、談話機能を重視して<b><c><d>のようなものは事実確認の一種として扱うことも出来る。情報領域と談話機能が必ずしも常に連動するものではないとすると、用語の変更が必要になるであろうが、このような見方をとることにより、実例に基づいた分析・考察が比較的明瞭に行える利点がある。

## 5 おわりに

以上、後期江戸語を中心として、「だろう」の意味用法記述のための分析枠組みを提案した。本稿で示した分析モデルは、「だろう」の意味用法の骨格にあたる部分を明示的にとらえるための試みである。よって、このモデルだけで「だろう」の多用な意味用法の個々の様相をすべて説明できるというものではない。「はじめに」でも述べたように、現代語における「だろう」の分析は多種多様な視点から行われており、江戸語の実例分析に成果を利用するために、今一度整理し直す必要があったのである。

本稿で提案した分析モデルにより、資料研究における「だろう」の考察が、共時的観点からも通時的観点からも有益にすすめることが出来ると思われる。特に江戸語から現代にかけての「だろう」の通時的変化としては、推量という情報把握の在り方に関する一つの態度表明であったものが、聞き手の領域内の情報に言及する場合、問いかけ性を帯びるようになり、そのような対話性を持つ実例が増えることによって更に談話機能として発展し、その結果、聞き手に自己と共通の認識を要請するという本来の推量の意味を全く持たない用法が生み出されたと考えられる。

このことは「だろう」の情報把握の在り方（意味）と談話機能とが、本来は異なる視点のものではあるが排他的なものではなく、階層的な関係でシフトしていることを示している。「だろう」の推量用法と確認要求用法との関係は、確認要求を推量確認と事実確認とに

下位分類し、推量確認を推量と事実確認の中間的性質を持つものとして位置づけることによって、このように理解出来る。

(注1) Szatrowski 1994で対象とされているのは、「でしょう」のみである。「だろう」と「でしょう」との違いについては注意すべきであるが、本稿で意図する「だろう」意味用法の分類枠組みに変更を余儀なくされるような問題はないと判断されるため、両者を「だろう」として一括して扱うことにする。

(注2) 安達1997で、現代語の「だろう」の持つ判断の表明機能を「表出」という用語を用いて正面から取り上げ、考察している。しかし、そこでの論と従来の先行研究における「だろう」の分析との関係については述べておらず、本稿で問題にしているような「だろう」自身の持つ多彩な用法の分析記述との関係については不明である。

(注3) 「だろう」の出自は言うまでもなく、断定の助動詞「だ」に意志推量の助動詞「う」のついたものであるが、助動詞「う」は前時代の「ん」や「む」から受け継いだ様々な用法を持っており、推量はその一つにすぎない。意志、未来、可能性、婉曲などの他の用法もすべてひっくるめた「う」の意味の総称として、本稿では「不確定」と呼ぶことにする。

### 【参考文献】

- Polly Szatrowski 1994 'Discourse functions of the Japanese epistemic model DESYOO' "Berkeley Linguistic Society" February 18-21 Berkeley, California, USA
- 田野村忠温 1990『現代日本語の文法Ⅰ—「のだ」の意味と用法—』和泉選書
- 蓮沼昭子 1993『日本語の談話マーカー「だろう」と「じゃないか」の機能—共通認識喚起の用法を中心に—』【第1回小出記念日本語教育研究会論文集】今田滋子, 上野田鶴子, 佐々木倫子, 中村妙子, 西原鈴子編  
同 1995『対話における確認行為「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法』【複文の研究(下)】仁田義雄編くろしお出版
- 宮崎和人 1993『「～ダロウ」の談話機能について』【国語学】175  
同 1995『「～ダロウ」をめぐる』【広島修大論集】35-2
- 同 1996『確認要求表現と談話構造—「～ダロウ」と「～ジャナイカ」の比較—』【岡山大学文学部紀要】25
- 同 1996『「～ダロウネ」の意味・機能をめぐって』(第9回日本語文法談話会口頭発表原稿)
- 金水敏 1991『伝達の発話行為と日本語の文末形式』【神戸大学文学部紀要】18  
同 1992『談話管理理論からみた「だろう」』【神戸大学文学部紀要】19
- 森山卓郎 1989a『コミュニケーションにおける聞き手情報—聞き手情報配慮非配慮の理論—』【日本語のモダリティ】仁田義雄・益岡隆志編 くろしお出版  
同 1989b『内容判断の一貫性の原則』【日本語のモダリティ】仁田義雄・益岡隆志編 くろしお出版  
同 1992『日本語における「推量」をめぐる』【言語研究】101
- 三宅知宏 1993『派生的意味について—日本語質問文の側面—』【日本語教育】79  
同 1995『「推量」について』【国語学】183  
同 1996『日本語の確認要求的表現の諸相』【日本語教育】89
- 寺村秀夫 1984『日本語のシンタクスと意味II』くろしお出版
- 奥田靖雄 1984『おしはかり(1)』【日本語学】3-12 明治書院  
同 1985『おしはかり(2)』【日本語学】4-2 明治書院
- 山口堯二 1989『疑問表現の推量語』【国語と国文学】66-7
- 鄭相哲 1993『「ダロウカ」の意味・用法の記述情報伝達・機能論的観点から』【世界の日本語教育】3  
同 1995『ネとダロウとジャナイカ—確認要求形式—』【日本語類義表現の文法(上)』くろしお出版
- 安達太郎 1997『「だろう」の伝達的な側面』【日本語教育95号】日本語教育学会
- 中野伸彦 1998『確認要求の平叙文の「だろう」』【東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集】同編集委員会編 汲古書院
- 土岐留美江 1999『「だろう」の確認要求の用法について—江戸時代後期と現代における様相の比較—』【日本近代語研究3】ひつじ書房

(平成10年9月2日受理)